

平成 28 年 天草市農業委員会第 11 回総会議事録

平成 28 年 10 月 25 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

4 番	中村三千人君	10 番	小堀田幸一君
-----	--------	------	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	山本幸伸	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	田中剛史	主査	大林喜光

4、議事日程

開会

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	議第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 55 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 57 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 58 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	議第 59 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第 8	報告事項について

閉会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 28 年天草市農業委員会第 11 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。雨がなくて、皆さん、ご苦労されていると思います。天気だけではどうすることもできませんので、それぞれ頑張っていたきたいと思います。先日の 19 日に行われた、農業者年金制度の研修につきましては、皆さん、ご参加いただきありがとうございます。11 月からブロックごとに推進していただくことになっております。全国農業新聞の購読も併せて推進をよろしくをお願いします。大変な時期とは思いますがよろしくをお願いします。それでは、本日もよろしくをお願いします。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は、4 番、中村委員、10 番、小堀田委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、8 番、井島委員、9 番、本田委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 54 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） お手元の資料②の 1 ページをお開きください。1 番について説明します。福岡県糸島市の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田 1,322 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から南西へ約 1km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が航空写真で次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。なお、申請者の住所は現在福岡県糸島市にありますが、五和町に生活の拠点があり農作業も行っています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありません。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 2番について説明します。有明町の譲受人は熊本市の譲渡人より、有明町の畑 208 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した有明支所下津浦出張所から西へ約 1.8km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 3番について説明します。栖本町の譲受人は京都市の譲渡人より、栖本町の田 238 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から北東へ約 400m、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 4番と5番については、譲受人が同じで、親からの贈与のため一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（小松通利君） それでは、一括して説明します。深海町の譲受人は、深海町の譲渡人より、深海町の畑766㎡と畑1,050㎡をそれぞれ贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した下平簡易郵便局から北へ約400m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。熊本市の譲受人は倉岳町の譲渡人より、栢宇土町の田2,752㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川ダムから南西へ約1.7km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、譲受人は毎週実家がある亀場町に帰省し、農業をされているそうです。申請地には梅を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第55号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑249.41㎡を宅地の一部へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から西へ約1.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、倉庫や車庫及び車の転回スペースが必要なため、宅地を拡張し住宅1棟、倉庫1棟、残地を庭及び転回スペースとして整備する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に建築してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田661㎡を農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から北東へ約1.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則転用許可できませんが、農業用施設用地に該当するため許可可能です。次が現地の航空

写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農機具を保管する倉庫が必要となったため、農業用倉庫を1棟、残地を作業スペース及び2台分の駐車場とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑289㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から南へ約200m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、居宅、農舎、物置を建設し駐車場2台分、残地を家庭菜園として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。現地はすでに建設されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第56号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人外1名で、本渡町の畑282㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から南へ約500m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地

は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在、借家住まいで手狭なため、住宅 1 棟、残地を庭として整備する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2 番について説明します。転用者は本渡町の法人で、本渡町の田 2,243.16 m²を賃貸借契約により借り受けて、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から北東へ約 1km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の資材置場が利用できなくなったため、建築・土木資材置場、クラッシュラン置場、重機・トラック置場、残土仮置場等として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成し資材を置いているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありますか。

○2 番（稲田秀敏君） この申請は、申請地一筆を半分にして申請するんですね。残りの半分はどうするんですか。所有者はだれですか。

○事務局（寺澤大介君） 貸渡人とそれ以外の方の所有になっています。どちらも同じように土を入れて農地ではない状態になっていたのですが、今回、転用するにあたって、残りの部分は畑の土を入れて、耕作できる状態に復元すると申請者から確認を取っています。資材置場等に転用するには、必要な部分しか転用できないと説明させていただいております。

○2 番（稲田秀敏君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑36㎡を交換により取得して、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約400m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、庭の一部として利用するため、宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に庭として利用してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑35㎡を交換により取得して、耕作用道路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。先程、審議していただいた3番の方との交換になり、場所もほぼ同じところになります。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約400m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自作の畑への進入路が狭いため、耕作用道路として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に耕作用道路として利用してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。転用者は天草町の法人で、亀場町の田974㎡を取得して、保育園へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北東へ約500m、青色で着色した国道266線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、児童の受入れ時間を延長することで保育所として需要が見込めるため、保育園の園舎、20台分の駐車場として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の田641㎡を取得して、グラウンドゴルフ場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所有明支所から北東へ約400m、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、地域住民の憩いの場として地域住民から要望があり、グラウンドゴルフ場として整備し利用する計画です。また、農地の所有者は、県外に居るため、農地の管理が難しい状況であったため、地域住民からの要望を受け、グラウンドゴルフ場として整備し利用する計画となって

おります。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑47㎡を取得して、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南西へ約800m、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分された第1種農地ですが、既存施設の拡張のため例外規定が適用され許可することが可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の敷地が狭いことと、隣接地との境界に寄せて住宅を建設していたため、隙間が狭く不便なため、宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 8番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑262㎡を取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所栖本支所から南西へ約800m、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分された第1種農地ですが、集落に接続するため例外規定が適用され許可することが可能です。次が現地

の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅を1棟、残地を2台分の駐車場及び庭として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成してあるため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） お手元の資料②の3ページをお開きください。9番については、先月からの持ち越しの案件です。先月の繰り返しになる部分もありますが、改めてご説明いたします。転用者は五和町の法人で、新和町の田947㎡を賃貸借契約により、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所中田出張所から北西へ約400m、青色で着色した県道碓石中田線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、太陽光パネル396枚を設置し太陽光発電施設を建設する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。先月のお問い合わせにつきましては、土地所有者は、高齢で耕作できないようです。現在、貸しているようですが、借主は、あと数年もしないうちに耕作できなくなるような年齢だそうです。排水については、問題ありません。隣の農地は耕作されていますが、その奥から耕作されていない休耕地のようです。中村委員から意見書を頂いていますので、読み上げます。去る10月14日、農業委員会職員2名の立ち会いの中、現場を確認しました。実際に、県道に面した立派な農地であり、地主さんにもお会いし、実情をお聞きしました。聞くところによりますと、ご本人はご高齢で、子どもさんは農業以外の職に就いており、現在、小作をお願いしているが、将来、小作人の農地借用が見込まれないため、今回、娘婿が太陽光発電施設を建設するための農地転用をお願いするものであります。付近の田の同意も取れており、用水、排水も特段問題ないと思っておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。最後に本日は研修で欠席することをお許しく下さい。農業委員の皆様方、よろしくお

願いたします。農業委員中村三千人。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第57号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第57号について説明します。資料②の5ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が22件、再設定の計画が17件合計で39件、総面積は93,215㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の12ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定39件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第58号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第58号について説明します。資料②の13ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、亀場町1筆、本渡町1筆、佐伊津町8筆、有明町1筆、五和町12筆、天草町1筆、面積は合計で28,050㎡となっております。現地確認を実施し、15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。2番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。3～10番の申請地周辺の地図

です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。11番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。12～14の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。15番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。ここは、24㎡しかありません。道路の法面となっておりますので、農地としては利用できないと思われまます。次が16番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。17・18番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。19～23番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。24番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

- 議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。
- 2番（稲田秀敏君） 1番についてです。航空写真を見ると、手前に家があり、申請地の一部が山林化しているようですが、ここを全て非農地としていいのでしょうか。事務局の判断はいかがでしょうか。
- 事務局（寺澤大介君） 申請農地の半分以上は、平屋建ての住宅以上の高さの木が生えています。3分の1程は、草刈りをした後のような状態です。残りは、そこまで高くはありませんが、木が生えているような状態でしたので、全体が山林化している農地ではありませんでした。地元の委員さんと事務局で現場の確認をしたのですが、耕作できる状態として見られるのか判断が難しいところです。申請者に申請地が山林化していることで周りに影響があるか、苦情があったか聞き取りをしましたが、そういったことはないとのことでした。また、周りに管理されている農地がありますが、土地所有者が管理しているのではなく、土地所有者も管理ができないため、管理していただける方を探して、何とか管理をいただいている状態です。申請地は、借り手が見つからないまま数十年経って今の状態になっているようです。周りの農地全てが耕作されているのではなく、南側にある農地だけ耕作されており、他は草刈り程度の管理をされている農地と若干荒れている農地が混在しているような状態です。申請地全体は山林化していませんが、この状態で非農地として判断するかどうかをご審議していただきたいと思ひます。
- 議長（鶴田雄士君） 先日、山本事務局長、藤本局長補佐、寺澤主任と私で現地を確認してきましたが、判断が難しい案件でしたので、県に意見を聞いてみてはどうかとなりました。県の意見はどうでしたか。
- 事務局（寺澤大介君） 県の農地担当課に確認をしました。一筆ごとに判断するとのことでした。その一筆が復元するのに物理的な条件整備が困難なものに該当するのであれば問

題ないのではないのでしょうかとのことです。ただし、周りが農地の状態であれば、耕作されている方が申請地を借りて、もしくは取得して耕作する意思があるかどうかを確認することもトラブル防止になると思いますとのことでした。それらを踏まえたうえで申請者に確認をしたところ、周りの方も耕作地を拓げる予定もなく、山林化していることについて苦情等もないとのことです。

○2 番（稲田秀敏君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので 15 番が原野、外は山林認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 59 号、農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君） 議第 59 号、農地利用最適化推進委員の委嘱についてでございます。お手元の資料④の 1 ページをご覧ください。7 月から欠員になっておりました、本渡北地区全域の農地利用最適化推進委員の委嘱についてでございます。募集を 9 月 7 日から 10 月 3 日まで行い、その結果 1 名の推薦がございました。提案理由としましては、農業委員会等に関する法律第 17 条により、農地利用最適化推進委員を委嘱するには、農業委員会の承認が必要ですので、この議案を御提案いたすものであります。候補者についてですが、担当区域「本渡北地区全域」、氏名「林田謙二」、性別・年齢・住所は議案書に掲載のとおりでございます。2 ページをご覧ください。推進委員の推薦・応募書でございます。3 ページをご覧ください。履歴書でございます。今年の 4 月 1 日から農地利用最適化推進委員を置くようになっていりましたが、欠員者がでましたので今回、提案をいたしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので委員の委嘱について承認いたします。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の 17 ページに記載しております。

農地利用・形状変更届については、ございませんでした。第4条の許可不要転用届については、ございませんでした。第5条の許可不要転用届については、五和町1件、耕作用道路を設置したいというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成28年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

午後3時20分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 鶴田雄士

署名委員 本田美

署名委員 井島幸一

